

業務仕様書

1 業務の名称

特定保健指導及び利用勧奨業務

2 業務概要

本業務は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき、札幌市職員共済組合（以下「共済組合」という。）が指定する者に対して特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に務める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものを行う保健指導をいう。）を実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

4 実施方法

(1) 特定保健指導

利用者が希望する下記のいずれかの方法で実施する。

ア 訪問型

個別に職場や希望の場所で行う対面指導

イ 出前型

所属部署でとりまとめ一括して個別に行う対面指導

ウ ICT型

情報通信技術を使った遠隔指導

(2) 電話による利用勧奨

対象者の所属部署に架電して特定保健指導の利用勧奨を行う。

5 対象者及び予定数量

法に基づく特定健康診査の対象となる札幌市職員共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員及びその被扶養者（任意継続組合員及びその被扶養者を含む）のうち、委託者が特定保健指導対象者と決定した者。

(1) 特定保健指導 114人（予定数量）

【内訳】

区分			人数
対面指導	訪問型	積極的支援	23人
		動機付け支援	34人
	出前型	積極的支援	17人
		動機付け支援	26人
遠隔指導	ICT型	積極的支援	6人
		動機付け支援	8人
計			114人

(2) 電話による利用勧奨 994件（予定数量）

6 業務の内容

令和8年度特定保健指導（脱メタレスン）実施要領、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」（令和6年4月厚生労働省健康局）及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）を遵守して実施する。

(1) 事前準備

特定保健指導の実施にあたって次の準備を行う。

ア 業務計画

次の事項を事前に委託者と協議して承認を得ること。

(ア) 初回面接から評価までの個別支援スケジュールおよび全体スケジュール

(イ) 案内チラシ

内容を確認後、データで納品すること。

(ウ) 使用する教材

(エ) 脱落者防止のための対応

イ 対象者データの受理

委託者は、以下のとおり対象者データを提供する。

(ア) 提供データ

健康管理番号、氏名、生年月日、性別、特定保健指導区分、健診データ、問診内容、所属部署コード、所属部署名。なお、対象者のメールアドレス及び電話番号は委託者から提供できない。別途、所属部署の電話番号一覧を提供する。

(イ) データ形式

CSV形式等、表計算ソフトで加工ができる形式とする。

(ウ) 提供時期

令和8年6月から令和9年3月まで、概ね月1回提供する。

ウ その他

次の事項を事前に委託者と協議して立案すること。

(ア) 委託者、受託者間におけるデータ受け渡し方法

インターネットを利用したセキュリティクラウドファイル送受信サービスを利用し、データ等の授受を行うこと。

(イ) 委託者に提出する業務報告書の様式

(2) 特定保健指導の実施

ア 電話による利用勧奨

委託者から対象者データを受理してから概ね1か月以内に、対象者の所属部署に架電して特定保健指導の利用勧奨を行う。対象者が不在等でつながらなかった場合は3回以上架電する。

イ 利用申し込みの受付

対象者から利用の申込があった場合、受付を行い、初回面接の日時や場所を調整する。対象者がICT型を希望した場合は、支援ツールをスマートフォン等へ導入する案内を行う。

ウ 出前型の調整

環境局・建設局・下水道河川局・交通局・水道局・教育委員会の6局については所属で一括して行うため、各局の労務担当者と日程調整等を行い、指定された場所に訪問して個別に保健指導を行う。

エ 特定保健指導の実施内容

(ア) 動機付け支援

初回面接による支援のみの原則1回とする。初回面接から実績評価を行うまでの期間は3ヶ月以上経過後とする。

- a 初回面接 20分以上の対面又はICTを活用した遠隔面接。
- b 支援回数 初回面接による支援のみの原則1回とするが、必要に応じて継続支援を行うこと。
- c 実績評価 3ヶ月以上経過後の評価を通信（チャット等）にて行う。指導対象者への一方向ではなく、双方向のやりとりを行い、評価に必要な情報を得る。

(イ) 積極的支援

初回面接による支援を行い、その後、3ヶ月以上の継続的な支援を行う。初回面接から実績評価を行うまでの期間は3ヶ月以上経過後となる。

- a 初回面接 20分以上の対面又はICTを活用した遠隔面接
- b 支援期間 3ヶ月以上の継続的な支援
アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180ポイント以上の支援を行うこと。支援の結果として一定のアウトカムが得られるように、必要なプロセスを積み上げること。
- c 実績評価 3ヶ月以上経過後の評価を通信（チャット等）にて行う。

7 報告

- (1) 毎月実施した特定保健指導について進捗状況とともに報告する。終了時には改善状況がわかるアウトカム評価を記載する。
- (2) 資格喪失等により途中終了となった場合は、進捗管理表（別紙3）により報告する。
- (3) 初回面接を実施した者、実績評価まで終了した者、途中終了した者については、国で定めた標準的な保健指導結果データファイルの仕様（XML形式）にて提出する。
- (4) 7月末までに終了した者（途中終了を含めない）を国報告とするため、上記(2)とは別に健診受診年度ごとXMLファイルをまとめ8月中旬に委託者へ提出する。
- (5) XMLデータを作成する際は、被保険者の番号を空白、利用券整理番号は年度(西暦下2桁)+種別(1桁：積極的支援の場合は「2」、動機付け支援の場合は「3」)+固定コード(8桁：全て0)の11桁を入力、郵便番号「000-0000」にセットすること。
- (6) 令和8年度の実施率、完了率、改善率を含む事業全体の結果の報告を行うこと。
- (7) その他、委託者から求められた場合は、その内容に従って報告すること。

8 特定保健指導等の実施にあたっての留意点

- (1) 事業開始前に特定保健指導従事者報告書（別紙1）を提出すること。なお、従事者が変更になった場合はすみやかに特定保健指導従事者変更届（別紙2）を提出すること。
- (2) 申込専用画面があることを必須とする。
- (3) 初回面接は、平日および土曜日または祝日に実施すること（年末年始を除く）。
- (4) 対象者について疑義が生じた場合は、委託者に確認を取った上で支援をすること。

9 完了届及び請求書等の提出

- (1) 完了届
受託者が実施した特定保健指導について、7報告（1）の報告を添付のうえ、請求当該月の初日から末日までを1月単位とした完了届（別紙4）を、原則翌月15日までに委託者へ提出する。
- (2) 請求書等

完了検査合格後、請求書（別紙5）に請求内訳書（任意様式）を添付して速やかに委託者へ提出する。

10 個人情報の取り扱い

本契約を履行するに当たり、受託者は別紙6「個人情報取扱安全管理基準」を遵守し、契約前までに別紙7「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」を提出すること。

また、完了届とあわせて別紙8「個人情報取扱状況報告書」を毎月提出すること。

11 その他

- (1) 内部研修等を随時実施し、担当者の知識や技術の向上をはかること。
- (2) 業務を円滑に遂行するため、委託者との協議を随時実施すること。
- (3) 出来る限り受講者への満足度調査を行い、保健指導の質の向上をはかること。
- (4) 本仕様書に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者及び受託者の双方が協議して定めるものとする。ただし、軽微な事項については委託者に確認しその指示によること。
- (5) 保存期間
受託者が特定保健指導において使用した帳票類等については、5年間保存することとし、委託者の求めに応じ随時提供する。

特定保健指導従事者報告書

令和 年 月 日

札幌市職員共済組合 理事長 様

住所又は事務所所在地
代 表 者 氏 名
特定保健指導の業務を統括する者の氏名

次のとおり特定保健指導の従事者を報告します。

従事内容	氏 名	資 格 (医師・保健師・管理栄養士等)	研修履歴
特定保健指導の業務を統括する者			
特定保健指導実施者			
食生活の実践的指導者			
運動の実践的指導者			

※従事者に変更が生じた場合は、特定保健指導従事者変更届を提出してください。

特定保健指導従事者変更届

令和 年 月 日

札幌市職員共済組合 理事長様

住所又は事務所所在地
代 表 者 氏 名
特定保健指導の業務を統括する者の氏名

次のとおり特定保健指導の従事者を変更します。

【変更前】

従事内容	氏 名

従事内容の種別

- ・特定保健指導の業務を統括する者
- ・特定保健指導実施者
- ・食生活の実践的指導者
- ・運動の実践的指導者

※変更のあった方のみ記載ください。

【変更後】

従事内容	氏 名	資 格 (医師・保健師・管理栄養士等)	研修履歴

※変更のあった方のみ記載ください。

変更理由

()

No	所属コード	職員番号	氏名	健診受診日	保健指導レベル	コース	初回面接 実施日	実績評価 実施日	途中終了	未評価終了	実施済み ポイント	初回面接 金額(税抜)	継続支援 金額(税抜)	備考
1	99999	99999	サンブル 太郎	2025/4/8	積極的支援	積極的	2025/8/1		途中終了 離脱		120			
2	88888	88888	サンブル 次郎	2025/5/9	動機付け支援		2025/10/1	2026/2/13		未評価				
3														

令和 年 月 分

初回面接 円
 継続支援 円
 無断キャンセル 円
 小計 (税抜き) 円
 消費税 (10%) 円
 合計 円

完了届 (月分)

令和 年 月 日

札幌市職員共済組合
理事長 山本 健晴 様

住 所
商号又は名称
職・氏名
印

名 称 特定保健指導及び利用勧奨業務

上記役務は、令和 年 月 日に完了したのでお届けします。
(なお、完了した役務の内容は、進捗管理表にて報告したとおりです。)

(以下、記 載 不 要)

受付	令和 年 月 日	完了を確認した職員	印
----	----------	-----------	---

課 長	係 長	係

上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

備考 立会人を省略する場合は、伺い文の「及び立会人」と「立会人 職 氏名」の部分に二重線を引いて使用すること。

請 求 書

令和 年 月 日

札幌市職員共済組合理事長 様

登録番号

住 所

商号又は名称

職・氏名

印

次のとおり請求します。

金 額 (10%対象税込額)	金 額 (うち消費税及び地方消費税の額)	円 円)
内 容		
特定保健指導及び利用勧奨業務 (令和 年 月分) 請求内訳は別紙のとおり		

次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称		支店名称	
預金種別	普通 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

【別紙6】

個人情報取扱安全管理基準

- 1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定
個人情報の適正な取扱いの確保について基本方針を策定していること。
また、以下の内容を記載した個人情報の保護に関する規程及び個人情報の取扱手順等が定められていること。
 - (1) 組織的安全管理措置
 - (2) 人的安全管理措置
 - (3) 物理的安全管理措置
 - (4) 技術的安全管理措置※ 上記(1)～(4)の具体的内容については、個人情報保護委員会ホームページ(<https://www.ppc.go.jp>)に掲載されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」の「4-3-1」の「安全管理措置（法第66条）」を御確認ください。
- 2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置
個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者が定められており、基本方針、規程及び個人情報の取扱手順等に明記されていること。
- 3 従業者の指定、教育及び監督
 - (1) 個人情報の秘密保持に関する事項が就業規則等に明記されていること。
 - (2) 個人情報を取り扱う従業者を指定すること。
 - (3) 個人情報の取扱い、情報システムの運用・管理・セキュリティ対策及びサイバーセキュリティの研修計画を策定し、従業者に対し毎年1回以上研修等を実施していること。また、個人情報を取り扱う従業者は、必ず1回以上研修等を受講している者としていること。
 - (4) 総括保護管理者及び保護管理者は、従業者に対して必要かつ適切な監督を行うこと。
- 4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施
 - (1) データや紙文書等による個人情報を管理する区域（以下「管理区域」という。）を明確にし、当該管理区域に壁又は間仕切り等を設置すること。
【管理区域の例】
 - ・ サーバ等の重要な情報システムを管理する区域
 - ・ 紙文書等の個人情報を保管する区域 等
 - (2) (1)で設定した管理区域について入室する権限を有する従業者を定めること。
また、入室に当たっては、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化及び部外者が入室する場合は、管理者の立会い等の措置を講ずること。さらに、入退室の記録を保管していること。
 - (3) (1)で設定した管理区域について入室に係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定め の整備及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずること。

- (4) 外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報措置及び監視装置の設置等の措置を講ずること。
- (5) 管理区域では、許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずること。

5 セキュリティ強化のための管理策

情報資産の盗難、紛失、持出し、複製・複製、目的外の使用及び第三者への提供を防止するため以下の対策を実施していること。

- (1) 個人情報の取扱いに使用する電子計算機等は、他のコンピュータと接続しない単独による設置又は当該業務に必要な機器のみと接続していること。また、インターネット及び当該業務を実施する施設外に接続するイントラネット等の他のネットワークに接続していないこと。ただし、委託者の許可を得た場合はこの限りでない。
- (2) 個人情報の取扱いにおいてサーバを使用している場合は、当該業務を実施する施設内に設置していること。また、サーバへのアクセス権限を有する従業者を定めること。さらに、部外者のアクセスは必要最小限とし、管理者の立会い等の措置を講ずること。ただし、委託者の許可を得た場合はこの限りでない。
- (3) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等は、アクセス権等を設定し、使用できる従業者を限定すること。また、アクセスログやログイン実績等から従業者の利用状況を記録し、保管していること。
- (4) 記録機能を有する機器の電子計算機等への接続制限について必要な措置を講ずること。
- (5) 委託者が貸与する文書、電子媒体及び業務にて作成した電子データを取り扱う従業者を定めること。
- (6) 業務にて作成した電子データを保存するときは、暗号化又はパスワードにより秘匿すること。また、保存した電子データにアクセスできる従業者を限定するとともにアクセスログ等から従業者の利用状況を記録し、契約期間終了後、1年以上保管していること。
- (7) 委託者が貸与する文書及び電子媒体は、施錠できる耐火金庫及び耐火キャビネット等にて保管すること。また、書類の持ち出し記録等を作成していること。
- (8) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、従業者が正当なアクセス権を有する者であることをユーザID、パスワード、磁気・ICカード又は生体情報等のいずれかにより識別し、認証していること。
- (9) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、セキュリティ対策ソフトウェア等（ウィルス対策ソフトウェア等）を導入していること。
- (10) 業務にて作成した電子データを削除した場合は、削除した記録を作成していること。また、削除したことについて証明書等により確認できる措置を講ずること。
- (11) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用すること。
- (12) 委託者の許可なく第三者に委託しないこと。

6 事件・事故における報告連絡体制

- (1) 従業者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の管理者への報告連絡体制を整備していること。
- (2) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業者から管理者等への報告連絡体制を整備していること。
- (3) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案が発生した際の委託者及び関連団体への報告連絡体制を整備していること。併せて、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の検討並びに決定等に係る体制及び手順等を整備していること。

7 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

委託者が貸与する文書、電子媒体及び左記書類等に基づき作成される電子データを持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用すること。また、暗号化、パスワードによる保護、追跡可能な移送手段等により、破損、紛失、盗難等のないよう十分に配慮していること。

8 関係法令の遵守

個人情報保護に係る関係法令を遵守するために、必要な体制を備えていること。

9 定期監査の実施

個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ、随時に点検、内部監査及び外部監査を実施すること。

10 個人情報取扱状況報告書の提出

委託者の求めに応じ、又は当該業務契約に基づき、各月の期間ごとの役務完了の書面提出時において、委託者が指定する様式にて個人情報取扱状況報告書を提出すること。

11 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）又はプライバシーマーク等の規格認証

ISMS（国際標準規格ISO/IEC27001、日本工業規格JISQ27001）、プライバシーマーク（日本工業規格JISQ15001）等の規格認証を受けていること。

【別紙7】

個人情報取扱安全管理基準適合申出書

年 月 日

(申請者)

個人情報取扱安全管理基準について下記のとおり適合していることを申し出ます。
記

●個人情報取扱安全管理基準及び確認事項

※ 本申出書において各種資料のご提出をお願いしております。資料が提出できない場合は、実地の監査、調査等の際などに当該書類の内容を確認いたします。

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記載した書類をご提出ください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は提出不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

3 従業員の指定、教育及び監督

- (1) 当該業務に従事する従業員を「従業員名簿」にてご提出ください。
- (2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。
- (3) 従業員を対象とした研修実施報告書等をご提出ください。

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の詳細についてご記入ください。また、個人情報に黒塗りにした各管理区域の入退室記録を提出してください。

・管理区域の名称_____

入退室の認証方法_____

入退室記録の保存期間_____

施錠装置 警報装置 監視装置 その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器_____

・管理区域の名称_____

入退室の認証方法_____

入退室記録の保存期間_____

施錠装置 警報装置 監視装置 その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器_____

・管理区域の名称_____

入退室の認証方法_____

入退室記録の保存期間_____

施錠装置 警報装置 監視装置 その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器_____

・管理区域の名称_____

入退室の認証方法_____

入退室記録の保存期間_____

施錠装置 警報装置 監視装置 その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器_____

5 セキュリティ強化のための管理策

セキュリティ強化の詳細についてご記入ください。貴社のセキュリティが各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。

(1) 個人情報の取扱いに使用する電子計算機のセキュリティについて

- 他のネットワークと接続していない。
- 従業者にアクセス権限を設定している。
従業者の利用記録の保存期間 ()
- 記録機能を有する機器の接続制御を実施している。
接続制御の方法 ()
- 従業者の認証方法 ()
- セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。

※個人情報を黒塗りにした従業者の利用記録を提出してください。

(2) 文書、電子媒体の取扱いについて

- 取り扱うことができる従業者を定めている。
- 文書、電子媒体の持ち出しを記録している。
当該記録の保存期間 ()
- 文書、電子媒体等について施錠できる耐火金庫等に保管している。

※個人情報を黒塗りにした文書、電子媒体の持ち出し記録を提出してください。

(3) 業務にて作成した電子データの取扱いについて

- 取り扱うことができる従業者を定めている。
- 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- 電子データの利用状況について記録している。
- 作成した電子データの削除記録を作成している。

※個人情報を黒塗りにした電子データの利用状況の記録及び削除記録を提出してください。

6 事件・事故における報告連絡体制

個人情報取扱安全管理基準の「6 事件・事故における報告連絡体制」(1)から(3)までの内容を満たしていることが分かる書類を提出してください。上記1にて提出した基本方針等に記載がある場合は提出不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

7 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を搬送及び持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用している。
- 上記以外の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

8 関係法令の遵守

個人情報保護に係る関係法令を遵守するための体制及び取組等をご記入ください。

9 定期監査の実施

貴社の内部監査及び外部監査の実施状況についてご記入ください。各監査の実施状況が各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。また、各監査の実施状況が分かる書類をご提出ください。なお、外部監査は情報セキュリティマネジメントシステム等の認証を受ける際の審査を外部監査として取り扱っても問題ございません。その場合は、各種申請の認証通知を監査の実施状況の書類といたします。

- 内部監査を実施している。
- 外部監査を実施している。

10 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）、プライバシーマーク等の認証等、貴社が取得しているセキュリティ関連の認証についてご記入ください。

また、認証を受けたことが分かる書類をご提出願います。

取得しているセキュリティ関連の認証（ISMS・プライバシーマーク等）

名称 _____

認証年月日 _____ 最終更新年月日 _____

名称 _____

認証年月日 _____ 最終更新年月日 _____

名称 _____

認証年月日 _____ 最終更新年月日 _____

個人情報取扱状況報告書

年 月 日

札幌市職員共済組合 理事長 様

住 所
会社名
代表者名

個人情報取扱安全管理基準及び個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

委託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記の基準及び特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報取扱安全管理基準適合申出書の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業者の指定、教育及び監督 (変更なし・変更あり) (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施 (変更なし・変更あり) (3) セキュリティ強化のための管理策 (変更なし・変更あり) (4) 事件・事故における報告連絡体制 (変更なし・変更あり) ○ (発生した場合) 事件・事故の状況： (5) 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制 (変更なし・変更あり) ○ (実績ある場合) 概要： (6) 関係法令の遵守 (変更なし・変更あり) (7) 定期監査の実施 (変更なし・変更あり) (8) その他個人情報取扱安全管理基準適合申出書からの変更 (なし・あり)	
2 その他特記事項等	

令和8年度特定保健指導（脱メタレスン）実施要領

1 事業名

脱メタレスン

2 対象者

札幌市職員共済組合の組合員、任意継続組合員及びその被扶養者のうち、特定健康診査の結果、平成19年厚生労働省令第157号（別紙1）第四条の基準に該当する者

3 実施内容

平成25年厚生労働省告示第91号（別紙2）に定められている実施方法及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」（以下「手引き」という。厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001496685.pdf> 参照）に基づく支援内容及び支援形態

(1) 動機付け支援【手引き2-4】

初回面接による支援のみの原則1回とする。初回面接から実績評価を行うまでの期間は3ヶ月以上経過後とする。

① 初回面接

・初回面接の支援形態は、1人当たり20分以上の個別支援又は1グループ当たりおおむね80分以上のグループ支援とする。ただし、初回面接を分割した場合、初回面接2回目の支援として、「1人当たり20分以上」の個別支援、「1グループ当たりおおむね80分」のグループ支援を行う必要はなく、対象者の健診結果や初回面接1回目の内容等に応じて実施する。

② 実績評価

・初回面接から3ヶ月以上経過後に、面接または通信による実績評価を行う。実績評価では、指導の効果、行動目標の達成状況、身体状況及び生活習慣に変化が見られたかどうかについての評価を行う。

(2) 積極的支援【手引き2-5】

初回面接による支援を行い、その後、3ヶ月以上の継続的な支援を行う。初回面接から実績評価を行うまでの期間は3ヶ月以上経過後となる。

① 初回面接

・初回面接の支援形態は、1人当たり20分以上の個別支援又は1グループ当たりおおむね80分以上のグループ支援とする。ただし、初回面接を分割した場合、初回面接2回目の支援として、「1人当たり20分以上」の個別支援、「1グループ当たりおおむね80分」のグループ支援を行う必要はなく、対象者の健診結果や初回面接1回目の内容等に応じて実施する。

・初回面接において保健指導計画を作成し、必要と認めるときは行動目標や計画の再設定を行う。

・支援の結果として一定のアウトカムが得られるように、必要なプロセスを積み上げること。

② 3ヶ月以上の継続的支援

- ・アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180ポイント以上の支援を実施することを条件とする。
- ・支援方法は個別支援、グループ支援、電話、電子メール等のいずれか若しくは組み合わせて行う。
- ・積極的支援における評価方法と各支援のポイント構成は図表1の通りとする。
- ・初回面接や中間評価の計画策定時に、目標や評価方法、達成条件について対象者と共有をしておく

③ 実績評価

- ・アウトカム評価は初回面接から3ヶ月以上経過後に、面接または通信による実績評価を行う。腹囲と体重について当該年度の結果と比べた増減を確認する。行動変容（食、運動、喫煙、休養等）については、改善が2ヶ月以上継続している場合に達成と評価する。

図表1 積極的支援における評価方法と各支援のポイント構成

積極的支援における評価方法と各支援のポイント構成

アウトカム評価	腹囲2cm以上かつ 体重2kg以上減少	180p
	腹囲1cm以上かつ 体重1kg以上減少	20p
	食習慣の改善	20p
	運動習慣の改善	20p
	喫煙習慣の改善（禁煙）	30p
	休養習慣の改善	20p
	その他の生活習慣の改善	20p
プロセス評価	個別支援*	・支援1回当たり70p ・支援1回当たり最低10分間以上
	グループ支援*	・支援1回当たり70p ・支援1回当たり最低40分間以上
	電話支援	・支援1回当たり30p ・支援1回当たり最低5分間以上
	電子メール・チャット等支援	・1往復当たり30p
	健診当日の初回面接	20p
	健診後1週間以内の初回面接	10p

*情報通信技術を活用した面接を含む

※ 詳細な実施内容については、厚生労働省発行の標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度】に準拠する。

※ 積極的支援にける支援ポイント達成の例は別紙3（パターンA～D）

4 実施方法

委託により実施する。

(1) 初回面接を対面で実施する場合

ア 初回面接の分割実施（特定健康診査日当日の受講）

特定健康診査受診当日に、腹囲・体重・血圧・喫煙等の状況から脱メタレスン対象と見込まれる者に対して初回面接を行い、行動計画を暫定的に作成する。

また、すべての検査結果が揃った後に、医師が総合的な判断を行った上で、専門職が本人に電話等を用いて相談しつつ、当該行動計画を完成する。

イ 来所による受講

予約制とし、個別で実施する。

ウ 出前による受講

受講希望者が2名以上いる所属所に出向き、個別で実施する。

対象者割合が多い局に出前型を調整する。

(2) 初回面接を遠隔で実施する場合

対象者本人または、委託業者により貸与されたスマートフォン等を用い、予約制にて初回面接を行う。

5 その他

共済組合員及び任意継続組合員が受講する場合は、面接支援等に要する時間に義務免が付与され、所属長に請求する。

なお、交通局に所属する変則勤務職員の義務免付与については、同局の取り決めによる。

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準

(平成十九年十二月二十八日)

(厚生労働省令第百五十七号)

改正	平成二〇年	十一月	一八日	厚生労働省令第一五九号
	同	二五年	三月二九日	同 第四四号
	同	二九年	八月一日	同 第八八号
	令和	三年	二月五日	同 第二六号
	同	三年	十一月一九日	同 第一八一号
	同	五年	三月三十一日	同 第五二号
	同	五年	一月二六日	同 第一六一号

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準を次のように定める。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準

(特定健康診査の項目)

第一条 保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下

「法」という。)第十九条第一項に規定する保険者をいう。以下同じ。)は、法第二十条の規定により、毎年度、当該年度の四月一日における加入者であって、当該年度において四十歳以上七十五歳以下の年齢に達するもの(七十五歳未満の者に限り、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。)に対し、特定健康診査等実施計画(法第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。以下同じ。)に基づき、次の項目について、特定健康診査(法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)を行うものとする。

- 一 既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重及び腹囲の検査
- 四 BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)の測定

$$\text{BMI} = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)}^2$$
- 五 血圧の測定
- 六 アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)及びガンマグルトミルトランスフェラーゼ(γ -GT)の検査(以

下「肝機能検査」という。)

七 血清トリグリセライド(中性脂肪)、高比重リポたんぱくコレステロール(HDLコレステロール)及び低比重リポたんぱくコレステロール(LDLコレステロール)の量の検査(以下「血中脂質検査」という。)

八 血糖検査

九 尿中の糖及びたんぱくの有無の検査(以下「尿検査」という。)

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める項目について厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要と認めるときに行うもの

2 前項第三号に掲げる項目のうち、腹囲の検査については、厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要でないとき、省略することができる。

3 保険者は、第一項第三号の規定による腹囲の検査に代えて、内臓脂肪(腹腔内の腸間膜、大網等に存在する脂肪細胞内に貯蔵された脂肪をいう。以下同じ。)の面積の測定を行うことができる。この場合において、当該保険者は、同号の規定による腹囲の検査を行ったものとみなす。

4 保険者は、血清トリグリセライド(中性脂肪)が一デシリットル当たり四百ミリグラム以上である場合又は食後に採血する場合には、第一項第七号の規定による低比重リポたんぱくコレステロール(LDLコレステロール)の量の検査に代えて、総コレステロールから高比重リポたんぱくコレステロール(HDLコレステロール)を除いたもの(Non-HDLコレステロール)の量の検査を行うことができる。この場合において、当該保険者は、同号の規定による低比重リポたんぱくコレステロール(LDLコレステロール)の量の検査を行ったものとみなす。

5 医師は、第一項第十号の規定による項目を実施する場合には、当該項目の対象となる者に対し当該項目を実施する前にその理由を明らかにするとともに、保険者に対し当該項目を実施した後にその理由を明らかにしなければならない。

(他の法令に基づく健康診断との関係)

第二条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他の法令に基づき特定健康診断を実施した年度と同年度において加入者が次の項目について健康診断を受けた場合であって、当該事実を保険者が確認した場合には、法第二十一条第一項の規定により、当該保険者は当該加入者に対し特定健康診断の全部又は一部を行ったものとみなす。

一 既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)

二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

- 三 身長、体重及び腹囲の検査
- 四 血圧の測定
- 五 血色素量及び赤血球数の検査
- 六 肝機能検査
- 七 血中脂質検査
- 八 血糖検査
- 九 尿検査
- 十 心電図検査
- 十一 血清クレアチニン検査

(特定健康診査に関する結果等の通知)

第三条 保険者は、法第二十三条の規定により、特定健康診査を受けた加入者に対し、特定健康診査に関する結果を通知するに当たっては、当該特定健康診査に関する結果に加えて、当該加入者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供しなければならない。

2 保険者は、前項の通知及び同項の情報の提供に関する事務を、特定健康診査を実施した機関に委託することができる。

(特定保健指導の対象者)

第四条 法第十八条第一項に規定する特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者は、特定健康診査の結果、腹囲が八十五センチメートル以上である男性若しくは腹囲が九十センチメートル以上である女性又は腹囲が八十五センチメートル未満である男性若しくは腹囲が九十センチメートル未満である女性であってBMIが二十五以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの(高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く。)とする。

- 一 血圧の測定の結果が厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- 二 血清トリグリセライド(中性脂肪)又は高比重リポたん^{たん}白コレステロール(HDLコレステロール)の量が厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- 三 血糖検査の結果が厚生労働大臣が定める基準に該当する者

2 第一条第三項の規定により、腹囲の検査に代えて内臓脂肪の面積の測定を行う場合には、前項中「腹囲が八十五センチメートル以上である男性若しくは腹囲が九十センチメートル以上である女性又は腹囲が八十五センチメートル未満である男性若しくは腹囲が九十センチメートル未満である女性であってBMIが二十五以上の者」とあるのは、「内

臓脂肪の面積が百平方センチメートル以上の者又は内臓脂肪の面積が百平方センチメートル未満の者であってBMIが二十五以上のもの」とする。

(保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者)

第五条 法第十八条第一項に規定する保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者は、医師、保健師又は管理栄養士とする。

(特定保健指導の実施方法)

第六条 保険者は、法第二十四条の規定により、第四条に規定する者に対し、特定健康診査等実施計画に基づき、次条第一項に規定する動機付け支援又は第八条第一項に規定する積極的支援により特定保健指導(法第十八条第一項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。)を行うものとする。

(動機付け支援)

第七条 動機付け支援とは、動機付け支援対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の実施に資することを目的として、次に掲げる要件のいずれも満たすものであって、厚生労働大臣が定める方法により行う保健指導をいう。

一 動機付け支援対象者が、医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導の下に行動計画を策定すること。

二 医師、保健師、管理栄養士又は食生活の改善指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者として厚生労働大臣が定めるものが、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行うこと。

三 動機付け支援対象者及び次のいずれかに掲げる者が、行動計画の策定の日から三月以上経過した日において、当該行動計画の実績に関する評価を行うこと。

イ 第一号の規定により面接による指導を行った者

ロ 動機付け支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士(保険者が当該動機付け支援対象者の特定保健指導の総括及び情報の管理を行わない場合は、イに掲げる者が当該動機付け支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。)

2 前項の動機付け支援対象者は、次の各号に掲げる者とする。

一 腹囲が八十五センチメートル以上である男性又は腹囲が九十センチメートル以上である女性であって、第四条第一項各号のいずれか一のみ該当する者(次条第二項第二号に該当する者を除く。)

- 二 腹囲が八十五センチメートル未満である男性又は腹囲が九十センチメートル未満である女性であってBMIが二十五以上の者のうち、第四条第一項各号のいずれか二のみに該当するもの(次条第二項第四号に該当する者を除く。)
 - 三 腹囲が八十五センチメートル未満である男性又は腹囲が九十センチメートル未満である女性であってBMIが二十五以上の者のうち、第四条第一項各号のいずれか一のみに該当するもの
 - 四 特定健康診査を実施する年度において六十五歳以上七十五歳以下の年齢に達する者(当該年度において七十五歳に達する者にあつては、動機付け支援の実施の際に当該年齢に達していない者に限る。)のうち、次に掲げるもの
 - イ 腹囲が八十五センチメートル以上である男性又は腹囲が九十センチメートル以上である女性であつて、第四条第一項各号のいずれか二以上に該当する者
 - ロ 腹囲が八十五センチメートル以上である男性又は腹囲が九十センチメートル以上である女性であつて、第四条第一項各号のいずれか一のみに該当し、かつ、特定健康診査の結果、喫煙習慣があると認められた者
 - ハ 腹囲が八十五センチメートル未満である男性又は腹囲が九十センチメートル未満である女性であつてBMIが二十五以上の者のうち、第四条第一項各号のいずれにも該当するもの
 - ニ 腹囲が八十五センチメートル未満である男性又は腹囲が九十センチメートル未満である女性であつてBMIが二十五以上の者のうち、第四条第一項各号のいずれか二のみに該当し、かつ、特定健康診査の結果、喫煙習慣があると認められたもの
- 3 第四条第二項の規定は、前項の規定の適用について準用する。

(積極的支援)

第八条 積極的支援とは、積極的支援対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の継続的な実施に資することを目的として、次に掲げる要件のいずれも満たすものであつて、厚生労働大臣が定める方法により行う保健指導をいう。

- 一 積極的支援対象者が、医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導の下に行動計画を策定すること。
- 二 医師、保健師、管理栄養士又は食生活の改善指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者として厚生労働大臣が定めるものが、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけに関する支援を相当な期間継続して行うこと(積極的支援対象者であつて、厚生労働大臣が定める要件に該

当する者に係る当該支援については、厚生労働大臣が定めるところにより行うこと。

三 積極的支援対象者及び次のいずれかに掲げる者が、行動計画の進捗状況に関する評価を行うこと。

イ 第一号の規定により面接による指導を行った者

ロ 積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士(保険者が当該積極的支援対象者の特定保健指導の総括及び情報の管理を行わない場合は、イに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。)

四 積極的支援対象者及び次のいずれかに該当する者が、行動計画の策定の日から三月以上経過した日において、当該行動計画の実績に関する評価を行うこと。

イ 第一号の規定により面接による指導を行った者

ロ 積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士(保険者が当該積極的支援対象者の特定保健指導の総括及び情報の管理を行わない場合は、イに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。)

2 前項の積極的支援対象者は、次の各号に掲げる者(同項の積極的支援を実施する年度において六十五歳以上七十五歳以下の年齢に達する者(当該年度において七十五歳に達する者にあつては、積極的支援の実施の際に当該年齢に達していない者に限る。))を除く。)とする。

一 腹囲が八十五センチメートル以上である男性又は腹囲が九十センチメートル以上である女性であつて、第四条第一項各号のいずれか二以上に該当する者

二 腹囲が八十五センチメートル以上である男性又は腹囲が九十センチメートル以上である女性であつて、第四条第一項各号のいずれか一のみ該当し、かつ、特定健康診査の結果、喫煙習慣があると認められた者

三 腹囲が八十五センチメートル未満である男性又は腹囲が九十センチメートル未満である女性であつてBMIが二十五以上の者のうち、第四条第一項各号のいずれにも該当するもの

四 腹囲が八十五センチメートル未満である男性又は腹囲が九十センチメートル未満である女性であつてBMIが二十五以上の者のうち、第四条第一項各号のいずれか二のみ該当し、かつ、特定健康診査の結果、喫煙習慣があると認められたもの

3 第四条第二項の規定は、前項の規定の適用について準用する。

(その他の保健指導)

第九条 保険者は、特定健康診査の結果その他の事情により、加入者の健康の保持増進のために必要があると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、加入者に対し、適切な保健指導を行うよう努めるものとする。

(特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の保存)

第十条 保険者は、法第二十二条及び法第二十五条の規定により、特定健康診査及び特定保健指導に関する記録を電磁的方法(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。)により作成し、当該記録の作成の日の属する年度の翌年度から五年を経過するまでの期間又は加入者が他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度の末日までの期間のうちいずれか短い期間、当該記録を保存しなければならない。

2 保険者は、前項の作成及び同項の保存に関する事務の全部又は一部を、当該事務を適切かつ円滑に遂行し得る能力のある者に委託することができる。

(特定健康診査等に要した費用の請求)

第十一条 法第二十六条第一項の規定により他の保険者の加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)を行った保険者が、同項の規定により当該特定健康診査等を受けた他の保険者の加入者に対し請求することができる費用の額は、当該保険者が、当該保険者の加入者に対して行う特定健康診査等に要する費用の額を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めた額とする。

2 法第二十六条第三項の規定により特定健康診査に要する費用として相当な額の支給を受けようとする加入者(労働安全衛生法その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受けた加入者又は受けることができる加入者を除く。)又は特定保健指導に要する費用として相当な額の支給を受けようとする加入者は、次の事項を記載した申請書を当該加入者が加入する保険者に提出しなければならない。

一 医療保険各法(法第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。第十三条第一項において同じ。)による被保険者証(日雇特例被保険者手帳(健康保険印紙をはり付けるべき余白のあるものに限る。))及び被扶養者証を含む。)、組合員証又は加入者証の記号及び番号

二 特定健康診査等を受けた者の氏名及び生年月日

三 特定健康診査等を実施した保険者の保険者番号及び名称

四 特定健康診査等を受けた病院、診療所その他の者の名称及び所在地又は氏名及び住

所

五 特定健康診査を受けた年月日又は特定保健指導を受けた年月日及び期間

六 特定健康診査等に要した費用の額

3 前項の申請書には、同項第六号に掲げる費用の額を証する書類を添付しなければならない。

(特定健康診査等に関する記録の送付)

第十二条 他の保険者の加入者に対し特定健康診査等を行った保険者は、法第二十六条第二項の規定により当該特定健康診査等に関する記録を当該特定健康診査等を受けた者が現に加入する他の保険者に送付するに当たっては、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスクを送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(他の保険者が行う記録の写しの提供)

第十三条 法第二十七条第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第四項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、あらかじめ、当該他の保険者の加入者であった者に対し、記録の写しを提供する趣旨及び提供される記録の写しの内容について説明を行い、かつ、当該他の保険者の加入者であった者の同意を得なければならない。ただし、当該記録の写しの提供を求めた保険者において説明を行い、当該他の保険者の加入者であった者の同意を得たことが確認できたとき又は当該記録の写しの提供が電子情報処理組織(電子資格確認(法又は医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。以下この条において同じ。))において保険者が回答を行う際に使用する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術(電子資格確認において保険者が回答を行う際に利用する情報通信の技術をいう。以下この条において同じ。)を利用する方法により行われたときは、この限りでない。

2 法第二十七条第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第四項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスクを送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

3 法第二十七条第四項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を受けた保険者は、当該記録の写しに係る情報の漏えいの防止その他の当該記録の写しに係る情

報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(法第二十七条第三項の厚生労働省令で定める者等)

第十三条の二 法第二十七条第三項の厚生労働省令で定める者は、船舶所有者(船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船舶所有者及び同法第五条第一項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者をいう。)とする。

2 法第二十七条第三項の厚生労働省令で定めるものは、事業者等(同項に規定する事業者等をいう。以下同じ。)が保存している加入者に係る健康診断(特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。)に関する記録の写し(労働安全衛生法その他の法令に基づき保存しているものを除く。)とする。

(令三厚労令一八一・追加)

(事業者等が行う記録の写しの提供)

第十四条 保険者が、法第二十七条第三項の規定により加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写しは、第二条各号に掲げる項目に関する記録の写しとする。

2 法第二十七条第三項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第四項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスクを送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(記録等の提供に要する費用の支払)

第十五条 他の保険者又は事業者等は、第十三条又は前条の規定により記録の写しを提供したときは、当該記録の写しの提供を求めた保険者から、現に当該記録の写しの提供に要した費用の額の支払を受けることができる。

(特定健康診査等の委託)

第十六条 保険者は、法第二十八条の規定により、特定健康診査及び特定保健指導の実施を委託する場合には、特定健康診査及び特定保健指導を円滑かつ効率的に実施する観点から適当である者として厚生労働大臣が定めるものに委託しなければならない。

2 保険者が特定健康診査及び特定保健指導の受託者に対し提供することができる情報は、第十条の規定により保存している特定健康診査及び特定保健指導に関する記録その他必要な情報とする。

3 保険者が第一項の規定により特定健康診査及び特定保健指導の実施を委託する場合において、保険者に代わり特定健康診査及び特定保健指導の実施に要した費用の請求の受

付並びに当該費用の支払並びにこれらに附帯する事務を行うことができる者は、特定健康診査及び特定保健指導に係る情報の漏えいの防止並びに当該事務の円滑な実施を図る観点から適当である者として厚生労働大臣が定めるものとする。

(雑則)

第十七条 この省令に定めるもののほか、特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設及び運営に関する事項、記録の保存に関する事項その他の特定健康診査及び特定保健指導の実施について必要な細則は、厚生労働大臣が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(特定保健指導の実施に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の日から令和十二年三月三十一日までの間は、第七条第一項第一号及び第三号並びに第八条第一項第一号、第三号及び第四号中「又は管理栄養士」とあるのは「、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号中「管理栄養士」とあるのは「管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

附 則 (平成二〇年十一月一八日厚生労働省令第一五九号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月二九日厚生労働省令第四四号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年八月一日厚生労働省令第八八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に実施された特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。)の結果に基づく特定保健指導(同項に規定する特定保健指導をいう。)については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年二月五日厚生労働省令第二六号)

この省令は、令和三年二月二十日から施行する。

附 則 (令和三年十一月一九日厚生労働省令第一八一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年一月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三十一日厚生労働省令第五二号)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年一二月二六日厚生労働省令第一六一号)

この省令は、公布の日から施行する。

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法

(平成二十五年三月二十九日)

(厚生労働省告示第九十一号)

改正 平成二九年 八月 一日厚生労働省告示第二六七号

令和 五年 三月三十一日同 第一四五号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用し、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法(平成二十年厚生労働省告示第九号)は、平成二十五年三月三十一日限り廃止する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。)の結果に基づく特定保健指導(同項に規定する特定保健指導をいう。)については、なお従前の例による。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)第7条第1項の規定に基づき動機付け支援の実施について厚生労働大臣が定める方法(以下「動機付け支援の実施方法」という。)は、第1に掲げるとおりとし、実施基準第8条第1項の規定に基づき積極的支援の実施について厚生労働大臣が定める方法(以下「積極的支援の実施方法」という。)は、第2に掲げるとおりとする。なお、令和12年3月31日までの間は、第1の2の(4)のウ並びに第2の2の(5)及び(15)のうち「保健師又は管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

第1 動機付け支援の実施方法

1 支援期間及び頻度

原則1回の支援とすること。ただし、特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)の結果(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法令に基

づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。以下同じ。)の一部が判明している場合であって、当該結果に基づき動機付け支援対象者(実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。)に該当すると見込まれる者に対し、特定健康診査を受診した日から一週間以内に面接による支援を行う場合には、当該支援の内容を分割して行うことができる。

2 支援内容及び支援形態

- (1) 動機付け支援対象者が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容とすること。
- (2) 特定健康診査の結果及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援及び実績評価(行動計画の策定の日から3月以上経過した後に行う評価をいう。以下同じ。)を行うこと。
- (3) 面接による支援(面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査を受診した日から一週間以内に行う面接による支援及び特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援とを合わせたもの)は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア 生活習慣と特定健康診査の結果との関係を理解すること、生活習慣を振り返ること、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識を習得すること及びそれらが動機付け支援対象者本人の生活に及ぼす影響の認識等から、生活習慣の改善の必要性について説明すること。

イ 生活習慣を改善する場合の利点及び改善しない場合の不利益について説明すること。

ウ 食事、運動等、生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。

エ 動機付け支援対象者の行動目標や実績評価の時期の設定について支援するとともに、生活習慣を改善するために必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援すること。

オ 体重及び腹囲の計測方法について説明すること。

カ 動機付け支援対象者に対する面接による指導の下に、行動目標及び行動計画を作成すること。

キ 支援形態は、1人当たり20分以上の個別支援又は1グループ(1グループはおおむね8人以下とする。)当たりおおむね80分以上のグループ支援とすること。ただ

し、面接による支援の内容を分割して行う場合において、特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援については、面接に代えて、電話等により行うことができる。

(4) 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア 実績評価は、個々の動機付け支援対象者に対する特定保健指導(法第18条第1項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。)の効果について評価するものであること。

イ 設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化が見られたかどうかについての評価を行うこと。

ウ 必要に応じて評価時期を設定して動機付け支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から3月以上経過した後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。

エ 実績評価は、面接又は通信(電話又は電子メール、FAX、手紙等(以下「電子メール等」という。))をいう。以下同じ。)により行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。

第2 積極的支援の実施方法

1 支援期間及び頻度

(1) 初回に面接による支援を行うこと。ただし、特定健康診査の結果の一部が判明している場合であって、当該結果に基づき積極的支援対象者(実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。)に該当すると見込まれる者に対し、特定健康診査を受診した日から一週間以内に初回の面接による支援を行う場合には、当該支援の内容を分割して行うことができる。

(2) 積極的支援対象者に対し、初回の面接による支援(面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援を含む。以下この(2)において同じ。)が終了した後、3月以上の継続的な支援を行うこと。ただし、積極的支援対象者のうち、前年度において、積極的支援対象者であり、かつ、前年度において積極的支援(3月以上の継続的な支援を含むものに限る。)を終了した者であって、当該年度の特定健康診査の結果において、前年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲及び体重の値が一定程度減少していると認められるものについては、初回の面接による支援が終了した後、必要に応じた支援又は3月以上の継続的な支援を行うこと。

2 支援内容及び支援形態

- (1) 積極的支援対象者が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とし、積極的支援対象者の身体状況及び生活習慣の改善を重視して支援を行うこと。
- (2) 特定健康診査の結果及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、積極的支援対象者の生活習慣や行動の変化(以下「行動変容」という。)の状況を把握し、当該年度及び過去の特定健康診査の結果等を踏まえ、積極的支援対象者が自らの身体状況の変化を理解できるよう促すこと。
- (3) 積極的支援対象者の健康に関する考え方を受け止め、積極的支援対象者が考える将来の生活像を明確にした上で、行動変容の必要性を実感できるような働きかけを行い、具体的に実践可能な行動目標を積極的支援対象者が選択できるよう支援すること。
- (4) 積極的支援対象者が具体的に実践可能な行動目標について、優先順位を付けながら、積極的支援対象者と一緒に考え、積極的支援対象者自身が選択できるよう支援すること。
- (5) 医師、保健師又は管理栄養士は、積極的支援対象者が行動目標を達成するために必要な特定保健指導支援計画を作成し、積極的支援対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うこと。
- (6) 特定保健指導実施者(実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけに関する支援を相当な期間継続して行う者をいう。(12)のエにおいて同じ。)は、積極的支援対象者が行動を継続できるように定期的に支援すること。
- (7) 積極的支援を終了する時には、積極的支援対象者が生活習慣の改善が図られた後の行動を継続するよう意識付けを行う必要があること。
- (8) 初回の面接による支援(面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査を受診した日から一週間以内に行う面接による支援及び特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援とを合わせたもの)は、第1の2の(3)に掲げる事項に留意して行うこと。この場合において、第1の2の(3)中「動機付け支援対象者」とあるのは、「積極的支援対象者」とする。

- (9) 3月以上の継続的な支援については、(11)、(12)及び(14)に規定する方法により算定するポイントの合計で特定保健指導の終了を判断することとし、合計で180ポイント以上の支援を行うことを最低条件とすること。
- (10) 支援の方法は、次に掲げるものとする。
- ア 積極的支援対象者の過去の生活習慣及び行動計画の実施状況を踏まえ、積極的支援対象者の必要性に応じた支援をすること。
 - イ 食事、運動等の生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。
 - ウ 進捗状況に関する評価として、積極的支援対象者が実践している取組内容及びその結果についての評価を行い、必要があると認めるときは、行動目標及び行動計画の再設定を行うこと。
 - エ 行動計画の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基づいて支援を行うこと。
- (11) 積極的支援対象者の身体状況及び生活習慣の改善に係るポイントの算定及びその要件は、次に掲げるものとする。
- ア 実績評価を行う時点において、当該年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲が2センチメートル以上かつ体重が2キログラム以上減少したと認められた者又は体重が当該年度の特定健康診査の体重の値に0.024 を乗じて得た値(キログラム)以上かつ腹囲が当該値(センチメートル)以上減少したと認められた場合 180ポイント
 - イ 実績評価を行う時点において、当該年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲が1センチメートル以上かつ体重が1キログラム以上減少したと認められた場合 20ポイント
 - ウ 特定保健指導により食習慣の改善が認められた場合 20ポイント
 - エ 特定保健指導により運動習慣の改善が認められた場合 20ポイント
 - オ 特定保健指導により喫煙習慣の改善(禁煙)が認められた場合 30ポイント
 - カ 特定保健指導により休養習慣の改善が認められた場合 20ポイント
 - キ 特定保健指導によりその他の生活習慣の改善が認められた場合 20ポイント
- (12) 支援の方法に係るポイントの算定及びその要件は、次に掲げるものとする。
- ア 個別支援は、1回当たり70ポイントとすること。ただし、支援1回当たり10分間

以上の支援を行うこと。

イ グループ支援(1グループはおおむね8人以下とする。)は、1回当たり70ポイントとすること。ただし、支援1回当たり40分以上の支援を行うこと。

ウ 電話支援は、1回当たり30ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分以上の支援を行うこと。

エ 電子メール支援は、1往復(特定保健指導実施者と積極的支援対象者の間で支援に必要な情報の共有を図ることにより支援を完了したと当該特定保健指導実施者が判断するまで、電子メール等を通じて支援に必要な情報のやり取りを行うことをいう。以下同じ。)の支援を1回とし、1回当たり30ポイントとすること。

(13) 支援の方法に係るポイントの算定は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア 同日に複数の支援を行った場合は、いずれか1つの支援のみをポイントの算定対象とすること。また、同日に同一の支援を複数回行った場合であっても、ポイントの算定対象となるのは1回の支援のみであること。

イ 特定保健指導と直接関係のない情報(次回の支援の約束や雑談等、特定保健指導の実施と直接関わりがない情報をいう。)のやり取りはポイントの算定対象としないこと。

ウ 電話支援又は電子メール支援を行うに当たり、行動計画の作成及び提出を依頼するための電話又は電子メール等によるやり取りは、ポイントの算定対象としないこと。

(14) 特定保健指導の初回の面接による支援に係るポイントの算定及びその要件は、次に掲げるものとする。

ア 特定健康診査を受診した日に初回の面接による支援を行った場合 20ポイント

イ 特定健康診査を受診した日から一週間以内に初回の面接による支援を行った場合 10ポイント

(15) 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア 実績評価は、個々の積極的支援対象者に対する特定保健指導の効果について評価するものであること。

イ 設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化が見られたかどうかについての評価を行うこと。

ウ 必要に応じて評価時期を設定して積極的支援対象者が自ら評価するとともに、3月以上の継続的な支援が終了した後(3月以上の継続的な支援を行わない場合にお

いては、行動計画の策定の日から3月以上経過した後)に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について積極的支援対象者に提供すること。

エ 実績評価は、面接又は通信を利用し、積極的支援対象者に提供すること。

オ 実績評価は、第2の1の(2)に掲げるところにより行う支援の最終回とともに実施しても構わないこと。

改正文 (平成二九年八月一日厚生労働省告示第二六七号) 抄

平成三十年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。)の結果に基づく特定保健指導(同項に規定する特定保健指導をいう。)については、なお従前の例による。

改正文 (令和五年三月三十一日厚生労働省告示第一四五号) 抄

令和六年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。)の結果に基づく特定保健指導(同項に規定する特定保健指導をいう。)については、なお従前の例による。

パターンA（腹囲2 cm 以上かつ体重2 kg 以上減の目標達成によるアウトカム評価で180 p に到達した例）

支援の種類	時期	支援形態	支援内容
(概要) 腹囲2 cm・体重2 kg減を達成目標に設定し、生活習慣改善の行動計画を立案。 継続的支援の際に進捗を確認し、3か月以降経過後に2 cm・2 kg減の達成を確認。			
初回面接	健診当日	個別支援	健診結果と生活習慣の問診票を活用し、生活習慣それぞれの特徴と対象者の行動変容ステージを捉える。 生活習慣についての気づきを促し、改善の可能性を探る。 3か月後の腹囲2 cmかつ体重2 kg減を達成目標に、腹囲と体重のセルフモニタリングの方法を確認する。 3か月以降の継続的支援の内容と方法を一緒に確認する。
継続的支援	1か月後	電子メール	現在の腹囲と体重を確認するとともに、自己効力感の向上につながる支援を実施。
	3か月以降	電子メール	実績評価と一体的に実施。電子メールにて腹囲2 cmかつ体重2 kg減以上となっていることを確認。 目標を達成したことを賞賛し、支援を終了する。 次年度に向けた行動目標の継続と次年度の健診を勧奨する。
達成プロセスのイメージ			
目標	継続的支援と実績評価		
2 cm・2 kg減を目標に設定し、生活習慣改善の計画を立案。	初回面接	健診当日	電子メール
	支援計画	20p	30p
	プロセス評価	30p	30p
アウトカム評価	2 cm・2 kg減 180p		

初回面接から3か月経過

パターンB（腹囲2cm以上かつ体重2kg以上減の目標は達成できなかつたものの、継続的支援と行動変容のアウトカム評価を合わせて180pに到達した例）

支援の種類	時期	支援形態	支援内容
初回面接	健診 1週間以降	個別支援 (遠隔)	健診結果と生活習慣の問診票を事前に送付し、ビデオ通話システムを用いて生活習慣についての気づきを促し、改善の可能性を探る。 3か月後の腹囲2cmかつ体重2kg減を達成目標に設定する。 セルフモニタリングの方法を確認するとともに、継続的支援の内容と方法を一緒に確認する。
継続的支援	1か月後	個別支援	現在の腹囲、体重を確認。 腹囲と体重の変化は確認できなかつたため、引き続き腹囲2cm・体重2kg減を目指して、行動変容の意識を高める支援を実施。
	3か月以降	個別支援	現在の腹囲、体重が変化していなかつたため、中間評価として実施。 運動習慣の行動変容目標について、話し合いながら修正を実施。
	5か月以降	電話	実績評価と一体的に実施。体重と腹囲は変化なかつたが、2ヶ月以上継続できた新たな運動習慣の改善を確認し、支援を終了とする。 継続的な取組と次年度の健診を勧奨する。

達成プロセスのイメージ		
目標	初回面接	継続的支援と実績評価
2cm・2kg減を目標に設定し、生活習慣改善の計画を立案。	支援計画 健診1週間以降	中間評価 個別支援
	プロセス評価	70p
	アウトカム評価	70p
		実績評価 電話
		30p
		運動習慣改善 20p

初回面接から3か月経過

パターンC(行動変容の目標達成によるアウトカム評価と継続的支援のプロセス評価とを合わせて180pに到達した例)

(概要) 行動変容を目標に設定し、生活習慣改善の計画を立案。計画通り喫煙習慣と食習慣の行動変容の達成を確認。			
支援の種類	時期	支援形態	支援内容
初回面接	健診 1週間以内	グループ 支援	健診結果と生活習慣の関連についての説明を実施。 達成可能な行動変容の目標の立て方と具体的な実践方法について支援を実施。 2か月以降後の喫煙習慣と食習慣の改善を目標に設定する。 セルフモニタリングの方法を確認するとともに、継続的支援の内容と方法を一緒に確認する。
継続的支援	1か月後	グループ 支援 (遠隔)	オンラインでのディスカッションを通して、行動変容を継続するための障壁への対処の工夫について学びを深める支援を実施。
	2か月後	電子メール	生活習慣の改善状況について確認し、ここまでの取組状況を称賛し、自己効力感を高める支援を実施。
	3か月以降	電話	実績評価と一体的に実施。 この時点で設定した喫煙習慣と食習慣の改善が2か月継続できていることを確認し、支援を終了する。 継続的な取組と次年度の健診も勧奨する。
達成プロセスのイメージ			
目標	初回面接	継続的支援と実績評価	
行動変容を目標に設定し、生活習慣改善の計画を立案。	支援計画	健診 1週間 以内	実績評価 電話
	プロセス評価	10p	30p
	アウトカム評価	70p	喫煙習慣改善 30p 食習慣改善 20p

初回面接から3か月経過

パターンD（追加支援を含めた継続的支援のプロセス評価により180pに到達した例）

支援の種類	時期	支援形態	支援内容	
初回面接	健診 1週間以降	個別支援	生活習慣の特徴と対象者の行動変容ステージを捉える。 生活習慣についての気づきを促し、改善の可能性を探る。 運動習慣、休養習慣の行動目標を設定する。 セルフモニタリングの方法を確認するとともに、継続的支援の内容と方法を一緒に確認する。	
継続的支援	1か月後	個別支援	運動習慣、休養習慣の行動目標の実施状況について確認し、目標達成に向けた工夫点を話し合う。	
	2か月後	電話	運動習慣、休養習慣の行動目標の実施状況について確認。 継続した行動変容につながらないため、現在の障壁とその対処方法について支援。	
	3か月後	電話	設定した行動目標の継続も困難であったことを確認。 食習慣、運動習慣の行動目標の修正を行う。	
	5か月以降	個別支援	修正した運動習慣と休養習慣の改善の行動目標は、いずれも2か月間の継続が困難であったことを確認する。 次年度の健診受診に向けて、継続的な取組の必要性を説明する。	
達成プロセスのイメージ				
目標	初回面接	継続的支援と実績評価		
行動変容を目標に設定し、生活習慣改善の計画を立案。	支援計画	健診1週間以降	個別支援 電話	実績評価 個別支援
	プロセス評価 アウトカム評価		70p 30p	70p 30p 未達成 0p

初回面接から3か月経過